

●PROFILE

竹田恵子 *Keiko Takeda*

オペラシアターこんにゃく座を経て現在フリーの歌手。

「フィガロの結婚」「森は生きている」をはじめ、多くの舞台で活動。CD「ぼくは12才」など。

荒川洋 *Hiroshi Arakawa*

新日本フィルハーモニー交響楽団首席フルート奏者。

CD「花のうた・林光フルート作品集」がある。

三宅進 *Susumu Miyake*

チェリスト。群馬交響楽団などの首席チェロ奏者を経て、現在は日本を代表するゲスト首席奏者。

CD「ラフマニノフ・チェロ・ソナタ」など。

崔善愛 *Choi Sun-Ae*

ピアニスト。米国インディアナ大学大学院に留学し、故ショルジュ・シュベック氏に師事。

著書「自分の国を問い合わせて」、CD「ZAL」がある。

林光 *Hikaru Hayashi*

作曲家。ピアノも弾く。オペラシアターこんにゃく座の作曲・芸術監督。

「セロ弾きのゴーシュ」「原爆小景」「ヴィオラ協奏曲《悲歌》」など作品多数。

オペラ「吾輩は猫である」でサントリー音楽賞を受賞。映画音楽「裸の島」で第2回モスクワ音楽祭、作曲賞を受賞。

著書「私の戦後音楽史」(平凡社ライブラリー)など多数。

●裁判の紹介

「君が代」ピアノ伴奏強制裁判

1999年、原告(福岡陽子)は、当時勤務先だった東京都の市立小学校の入学式で「君が代」のピアノ伴奏をせよとの職務命令に従わなかったとして戒告処分を受ける。ピアノ伴奏に職務命令が出され、処分されたのは、全国で初めて。

2002年1月、「伴奏の強制は、憲法19条、思想・良心の自由を保障した憲法に反する」として、処分の取り消しを求めて東京地裁に提訴。しかし、2003年12月、「憲法19条に反するのではないかが問題になる」としながら「公務員は、全体の奉仕者であって、公務員の公共性に由来する内在的制約を受けることから、憲法19条に違反するとまでは言えない」として棄却。高裁も2004年7月7日棄却。教育と自分自身を支配の道具にされたくない、あきらめたくないとの思いは強く、最高裁に2004年7月上告。

「ピースリボン」裁判

2000年国立二小の卒業式で、原告(佐藤美和子)は、校長の突然の「日の丸」掲揚に動揺する子ども達に、「強制ではない。皆は自由である」ことを再度伝えようと、青いリボンをつけて卒業式に出席した。同年8月、そのことを「精神的」職務専念義務違反に問われて文書訓告処分を受ける。

2004年2月に東京都と国立市を相手取り、損害賠償を求めて東京地裁に提訴。裁判では、原告が「君が代」を弾けないと断ってきたことに対する様々な報復・入院中の異動強行など、全てを問う全面展開となっている。

「もの言える自由」裁判・準備交流会

2005年の都立高校の入学式で音楽教員(池田幹子)が「君が代」伴奏をしなかったため、東京都教育委員会から戒告処分を受けた。さらに、休日に前任校の卒業式に来賓として出席したときに「色々な強制がある中であっても、自分で判断し、行動できる力を磨いてください」と述べた「ひとこと」について、「指導」という処分を受けた。生徒を相手にした言葉を狙い打ちして、「物言えば唇寒し」と黙らせてゆく、その萎縮効果の広がりが恐ろしいと、この不当処分に対する「損害賠償請求」裁判準備を進めている。

ピアノを弾く手には心を託し続けたい、物言え唇を持ち続けたいと願いながら、この裁判を「もの言える自由」裁判と名付け、支援をお願いしている。